

社団法人京都府看護協会災害見舞金給付内規

第1条 社団法人京都府看護協会定款第1章第4条第9号に基づき、会員の福祉の向上と災害救助に資するため、この規程を定める。

第2条 社団法人京都府看護協会の会員で次の各項に該当するときは、この規定の定めるところにより見舞金を支払うものとする。

- (1) 罹災見舞金 会員が主たる居住地において火災、風水害、震災、その他これに類する災害によって、その財産に損害をうけた場合、次の区分によりこれを支払うものとする。

火災の場合

| | |
|-----|---------|
| 全 焼 | 15,000円 |
| 半 焼 | 8,000円 |

風水害、震災等の場合

| | |
|------|---------|
| 全 壊 | 15,000円 |
| 半 壊 | 8,000円 |
| 傾 斜 | 6,000円 |
| 床下浸水 | 3,000円 |

- (2) 傷害見舞金 会員が会務上の事由により傷害をうけ、日常業務に従事することができなくなった場合、医師の診断書にもとづき、次の区分によりこれを支払うものとする。

見舞金（治療を要する場合）

5,000円以上10,000円未満

見舞金（治療1カ月以上を要する場合）

10,000円以上20,000円未満

見舞金（治療3カ月以上を要する場合）

20,000円以上30,000円未満

- (3) 死亡見舞金

- 1) 会員が死亡したときは、しきみ1対（5,000円以内）及び弔電をもってこれにあたる。
- 2) 会員が会務上の事由により死亡した場合、社会経済福祉委員会の報告にもとづいて死亡事由及び状況を勘案し、常務理事会が決定する。

第3条 前項で緊急を要する場合は会長が執行し、常務理事会に事後報告をする。

第4条 見舞金をうけようとする会員は所定の様式にもとづき、見舞金申請を会長宛申請しなければならない。

附 則

- 1 本内規は昭和56年6月16日より施行する。
- 2 本内規は平成19年11月16日一部改正し同日から施行する。